平成２４年（フ）第２８４号
宮崎市大字恒久5028番地　後藤アパート102号
債務者　山内　千加（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３１号
宮崎県延岡市富美山町516番地６　ガーデンパーク102
債務者　岡戸　昭光
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１３８号
宮崎県延岡市小野町5869番地１
債務者　赤松知代子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第５１号
鹿児島県奄美市名瀬久里町14番８号
債務者　椿　やよい
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第５４号
鹿児島県奄美市名瀬小浜町６番６号　栄ビル303号
債務者　厚　　徳宏
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第７１号
石川県能美市緑が丘９丁目15番地　グランヴェルジェ緑が丘・Ａ―201号、従前の住所石川県能美市和光台３丁目81番地
債務者　斉藤　皖子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第７２号
石川県加賀市山中温泉東町２丁目ツ35番地
ゆとりライフはるる553号室、従前の住所石川県加賀市山中温泉中田町ト４番地１
債務者　川方きよの
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第７３号
石川県加賀市山代温泉ル47番地１
債務者　小川　卓哉
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１３７号
奈良市西木辻町94番地の１　奈良日光ハイツ209号
債務者　松本　晋作
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３３８号
奈良市鶴舞東町１番52―202号
債務者　原　　弘子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４０号
沖縄県名護市大南２丁目13番６号
債務者　神元　勇吉
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第４９号
沖縄県国頭郡本部町字崎本部484番地
債務者　山城　清正
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第５０号
沖縄県国頭郡本部町字崎本部484番地
債務者　山城　敬子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第２４９号
岩手県八幡平市大更第19地割６番地64　レインボーハウス２―103号
債務者　齊藤　　保
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２６０号
盛岡市菜園１丁目６番18号　パナハイツ菜園Ｂ103号
債務者　野口　公成
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２０７号
広島県福山市沼隈町大字常石2409番地、旧住所広島県福山市沼隈町大字常石2429番地
債務者　田中千恵美
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２１２号
広島県福山市川口町５丁目12番５―５号、旧住所広島県福山市川口町５丁目21番16号　サンラヴィアン川口Ｂ201
債務者　福井いつか
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第５５号
高知県四万十市古津賀１丁目132番地
債務者　刈谷　信介
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
高知地方裁判所中村支部